少額投資非課税制度（NISA）についてのご注意事項

少額投資非課税制度（NISA）をご利用いただくにあたり、以下のご注意事項をご確認の上、お申し込みください。

なお、お手続き別に特にご注意いただきたい事項が異なりますので、今回のお手続きに該当する「お取り扱い」欄に「○」の記載された事項につきましては、特にご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。

また、「お取り扱い」欄に「●」のある項目については、非課税（NISA）口座開設時のご注意事項ではありますがご自身でご一読いただき、再度ご理解いただきますようお願いいたします。

<table>
<tr><th rowspan="2">項番</th><th rowspan="2">ご注意事項</th><th colspan="5">お取り扱い</th></tr>
<tr><th>口座開設</th><th>購入</th><th>積立</th><th>解約</th><th>払出し等</th></tr>
<tr><td>1</td><td>お客さまの非課税（NISA）口座開設のお申し込みについては、税務署が非課税適用の可否の確認作業を行い、開設が可能な場合、お客さまの「非課税適用確認書」が当行に送付されます。当行は、お客さまの「非課税適用確認書」を保管し、非課税（NISA）口座を開設します。
非課税適用確認書は下表の勘定設定期間（非課税（NISA）口座をご利用可能な期間）ごとに取得する必要があります。
※　平成 29 年（2017 年）10 月 1 日において、平成 29 年（2017 年）分の非課税管理勘定が設定された非課税口座を開設しており、かつ、マイナンバーをすでに告知している場合には、平成 30 年（2018 年）以降の勘定設定期間にかかる非課税適用確認書の交付申請書の提出は不要です。
<table>
<tr><th>勘定設定期間</th><th>住民票の写し等の基準日</th></tr>
<tr><td>平成 26 年（2014 年）　～　平成 29 年（2017 年）</td><td>平成 25 年 1 月 1 日</td></tr>
<tr><td>平成 30 年（2018 年）　～　平成 35 年（2023 年）</td><td>住民票の写し等は不要</td></tr>
</table>
非課税（NISA）口座の開設は、基本的に一人１口座しか開設できません（金融機関を変更した場合を除く）。
※　金融機関の変更（項番 20 参照）を行った場合、複数の金融機関に非課税（NISA）口座が存在することになります。その場合でも、各年において１つの非課税（NISA）口座でしか投資信託を購入することができません。また、非課税（NISA）口座内の投資信託を変更後の金融機関に移管することもできません。
複数の金融機関に重複してお申し込みされますと、最も希望される金融機関で非課税（NISA）口座が開設されない場合があります。また、非課税（NISA）口座の開設が大幅に遅れる場合があります。
※　非課税（NISA）口座開設後のキャンセルはできません。
※　各年における非課税投資枠を、非課税管理勘定といいます。
※　平成 29 年（2017 年）10 月 1 日以降に非課税（NISA）口座開設をお申し込みいただく場合は、平成 30 年（2018 年）以降の勘定設定期間の非課税（NISA）口座の開設となります。</td><td>○</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>非課税（NISA）口座開設のお申し込みには、基準日（項番１参照）の住所がわかる「住民票の写し」等が必要です。また、転居により、基準日の住所と現在の住所が異なる場合は、基準日の住所が分かる「住民票の除票の写し」等が必要です。いずれも、金融機関に提出する日前６か月以内に発行されたものをご用意いただく必要があります。ただし、平成 30 年（2018 年）以降の勘定設定期間の非課税（NISA）口座開設のお申し込みについては「住民票の写し」等は不要です。
なお、非課税（NISA）口座の開設には、税務署の確認手続を含め、１か月程度かかります。</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>当行では、NISA 対象金融商品のうち、公募株式投資信託のみ取り扱っております。</td><td>○</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>NISA は、新たなご購入が対象です。
すでに特定口座・一般口座で保有する投資信託を、非課税（NISA）口座に移すことはできません。</td><td>○</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>非課税（NISA）口座ではスイッチングを利用できません。
<table>
<tr><th colspan="3">利用できないスイッチング一覧</th></tr>
<tr><th>解約・買取ファンド</th><th></th><th>購入・募集ファンド</th></tr>
<tr><td>非課税（NISA）口座</td><td>→</td><td>非課税（NISA）口座</td></tr>
<tr><td>非課税（NISA）口座</td><td>→</td><td>特定口座・一般口座</td></tr>
<tr><td>特定口座・一般口座</td><td>→</td><td>非課税（NISA）口座</td></tr>
</table></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>非課税（NISA）口座では、年間 120 万円（2015 年までは年間 100 万円）までを非課税投資枠としていますが、非課税（NISA）口座で保有している投資信託を売却しても、その分の非課税投資枠を再利用することはできません。
このため、短期間での売買（乗換え）を行うことを前提としたお取引は適しません。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td>非課税投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td>非課税（NISA）口座での損益については、特定口座・一般口座で保有する他の投資信託の売却益や分配金との損益通算ができず、当該損失の繰越控除もできません。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>9</td><td>同一の投資信託を複数の年分の非課税管理勘定で購入している場合、非課税管理勘定の年分を選択して売却することはできません。また、先に購入した分から売却されます。</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td>非課税期間終了時等に、非課税（NISA）口座で保有している投資信託を特定口座・一般口座へ移管する場合、移管時点の時価評価額が、特定口座・一般口座での取得額とみなされます。</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>11</td><td>非課税期間終了時等に、非課税（NISA）口座で保有している投資信託を他の年分の非課税管理勘定に移管する場合、移管できる金額の上限は 120 万円（2015 年までは年間 100 万円が上限）【ただし、移管先の年分の非課税投資枠の余裕枠の範囲内】までとなります。なお、他の年分の非課税管理勘定に移管した場合は、その年の非課税投資枠を使用することになります。また、移管できなかった投資信託については、元の非課税管理勘定がある場合、元の非課税管理勘定にて保有されます。
※　移管は、移管時点の時価評価額にて行われます。
※　同一の投資信託を同一の年分の非課税管理勘定で複数回購入している場合、先に購入した分から移管されます。
※　上記移管のお申し込みを行った投資信託と同一の投資信託を非課税（NISA）口座で売却するお申し込みは同日に受け付けられません。
※　非課税（NISA）口座で、上記移管のお申し込みを行おうとする投資信託と同一の投資信託に代金計</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

（↓次ページへ続く）

項番	ご注意事項	お取り扱い				
		口座開設	購入	積立	解約	払出し等
	算日未到来の売却注文がある場合は、受け付けられません。 ※　上記移管のお申し込みと非課税（NISA）口座での買付のお申し込みは同時にできますが、非課税（NISA）口座での買付で非課税投資枠を全て消費した場合は、上記移管はできません。 ※　上記移管処理によって非課税投資枠が無くなった場合は、非課税（NISA）口座での買付のお申し込みはできません。 ※　未完了の取扱店変更手続がある場合は、上記移管は受け付けられません。	○	○	○		○
12	非課税（NISA）口座で保有する投資信託の残高、個別元本、損益等の管理は、特定口座・一般口座とは別管理になります。	○	○	○		
13	投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は従来から非課税であり、非課税（NISA）口座においては制度上のメリットを享受できません。	○	○	○		
14	非課税（NISA）口座での購入を希望される場合は、購入申込書（インターネット購入の場合は購入画面）にて、非課税（NISA）口座を指定してください。自動積立契約も同じです。 なお、現在、特定口座・一般口座で購入している自動積立契約を、非課税（NISA）口座で購入するように変更するには、契約変更のお申し込みが必要です。	○	○	○		
15	購入額（自動積立購入と分配金再投資購入を含みます）が非課税投資枠を超えた場合、超過分は、自動的に特定口座・一般口座で受け入れますので、非課税扱いとはなりません。 なお、自動積立購入と分配金再投資購入の場合は、翌年に新たな非課税投資枠が発生すれば、非課税投資枠がある限り、自動的に非課税（NISA）口座で購入します。	○	○	○		
16	非課税（NISA）口座で保有する投資信託から発生した分配金は、非課税（NISA）口座で「分配金再投資」とするか、もしくは「分配金受け取り」とするかの取り扱いのみとなります。 分配金再投資は、手数料はかかりませんが、購入扱いとなりますので、その金額分、非課税投資枠を使用します。分配金受け取り方法を変更したい場合はお申し出ください。	○	○	○		
17	購入時手数料に大口割引設定がある投資信託について、「非課税（NISA）口座」と「特定口座・一般口座」の合計金額で大口割引の適用を受けるには、購入申込金額の全額を、非課税（NISA）口座を指定してお申込みください。非課税投資枠を超える分は、自動的に「特定口座・一般口座」で購入しますが、手数料は「非課税（NISA）口座」と「特定口座・一般口座」の合計金額から算出します。 「非課税（NISA）口座」と「特定口座・一般口座」で別々に購入申し込みを行った場合、それぞれの口座の購入申込金額が大口割引の対象金額を下回り、大口割引が適用されない場合があります。	○	○	○		
18	非課税投資枠と同額またはそれ以上の金額により、非課税（NISA）口座での購入をお申し込みいただいたとしても、購入額は非課税投資枠内で購入できる口数に基準価額を乗じて算出するため、非課税投資枠が一部使用されない場合があります。	○	○	○		
19	非課税投資枠使用の優先順位は、以下のルールによります。 ①　非課税投資枠は、「一般購入の申込日」「自動積立購入の代金計算日」「分配金再投資購入の代金計算日」のうち、日付が早い順番に使用します。この日付が同一の場合、「一般購入」「自動積立購入」「分配金再投資購入」の順番に使用します。 ※　一般購入とは、自動積立購入、分配金再投資購入によらない購入のことをいいます。 ※　代金計算日とは、基準価額が確定し、注文口数が確定する日のことをいいます。 ②　申込日が同一の一般購入が複数ある場合、申込順に非課税投資枠を使用します。 ③　代金計算日が同一の自動積立購入が複数あり、その合計購入申込金額が残りの非課税投資枠を超える場合、残りの非課税投資枠を、購入申込金額で按分して使用します。 ※　按分の結果、1円未満の端数が生じる場合は、まず自動積立購入申込金額の大きい順、次に投資信託のファンド・コードの昇順に端数を加えます。 ④　代金計算日が同一の分配金再投資購入が複数あり、その合計購入申込金額が残りの非課税投資枠を超える場合、残りの非課税投資枠を、購入申込金額で按分して使用します。 ※　按分の結果、1円未満の端数が生じる場合は、まず分配金再投資購入申込金額の大きい順、次に投資信託のファンド・コードの昇順に端数を加えます。	○	○	○		
20	同一の勘定設定期間中に金融機関を変更する場合には、所定の期間内に元の金融機関に「金融商品取引業者等変更届出書」を提出する必要があります。すでに上場株式等を受け入れていた年分については、金融機関の変更はできません。 非課税（NISA）口座を廃止した場合、所定の手続および要件の下、非課税（NISA）口座を再開設することが可能ですが、すでに上場株式等を受け入れていた年分については、廃止後の非課税（NISA）口座の再開設はできません。	○				
21	非課税（NISA）口座開設のお申し込みは随時受け付けておりますが、お申し込みの時期によっては、口座開設が年明けになる場合がありますのでご了承ください。 なお、年内に口座開設ができた場合でも、年末付近での開設となった場合、年内での購入ができない場合がありますのでご了承ください。	○	○	○		
22	非課税（NISA）口座の開設に関し、所轄税務署の確認および所轄税務署への口座開設者の報告にあたりマイナンバーの告知および住所等確認書類の提出が必要となります（詳細は「非課税（NISA）口座開設キット（NISA（ニーサ）口座開設までのお手続き）」をご参照ください）。 マイナンバーの告知および住所等確認書類の提出をいただけない場合は、非課税（NISA）口座の開設ができない場合があります。	○				

本表は作成日時点のものであり、今後変更される可能性があります。

20170104